

日本司法支援センター中期計画

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民等が、法的問題を解決するための制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための「総合法律支援」に関する事業の実施体制を充実・強化するために設立された。

そのため、支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、社会のセーフティネットとして、国民等のニーズに十分に答えていくことが期待されている。

支援センターの設立からの約 20 年間を振り返れば、その草創期と言いつる平成 18 年の業務開始から 10 年の間に、各業務の利用件数は大幅に増加し、法的サービスの利用者が広がるとともに、大規模災害の被災者等の支援を必要とする人々に対してアウトリーチによる活動を展開し、地域の関係機関・福祉関係者らとの連携・協働により法的支援を含む実効的な包括的支援の活動（司法ソーシャルワーク）など創意工夫を凝らした活動に取り組んできた。さらに、その後の 10 年においては、社会が直面する時々の諸課題に取り組むために支援センターの幅広い法的支援が求められることとなり、多様化する司法アクセスへのニーズに迅速かつ適切に対応するとともに、とりわけ、法的支援を必要とする状況に置かれながら容易に支援にたどり着くことができない国民等の司法へのアクセスの確保に努めてきた。第 5 期中期目標期間（令和 4 年度から令和 7 年度まで）では、被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化や電話等相談援助の恒常的な実施、靈感商法等の被害者に対するワンストップ型相談会の開催、令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助の実施、民事法律扶助業務におけるひとり親世帯への支援拡充、令和 8 年 1 月に開始した犯罪被害者等支援弁護士制度への対応などの取組を行った。

支援センターは、これまでも社会の大きな変化や国民等の直面する問題の多様化に対応してきたが、今後、人口減少・少子高齢化が地域差を伴いながら急速に進むことが見込まれる社会情勢のもと、子ども、高齢者・障がい者、被災者、犯罪被害者、在留外国人等に対する継続的な支援や各地域の実情に応じて関係機関等と連携し、既存の体制・形態のほかにも新たな支援体制・支援スキームの構築にも取り組むことで、未だ法的支援が行き届いていない方々等に対するきめ細やかな支援を届けていくことが求められている。

このような業務の拡大・複雑化に対応しつつ、デジタル化を推進し、業務改善と業務基盤の整備・充実に取り組み、利用者の利便性の向上を図りながら、効果的・効率的な業務運営を行うことにより、持続可能な総合法律支援体制を整備していかなければならない。

引き続き、支援センターは、その使命である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現する担い手として必要な役割を果たしていくため、司法アクセスへのニーズの増大・多様化を踏まえ、より適切な業務運営を通じて、国民等のニーズに十分に答えることができるよう、総合法律支援法第41条の規定により、第6期中期計画（令和8年度から令和11年度まで）を以下のとおり定める。

I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の基本的姿勢

- (1) 支援センターの業務運営においては、国民と司法とを結ぶ架け橋として、引き続き、法的ニーズの変化に対応するよう、様々な創意工夫により、高齢者及び障がい者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。
- (2) 支援センター設立から20年にわたる様々な法的支援の取組・実績を振り返り、今後の社会構造の変化も見据えて必要に応じた業務改善等の検討を積極的に進める。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。
- (3) 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、デジタル技術も利活用した効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

2 組織基盤の充実・強化

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の採用・配置及び能力向上

(ア) 職員の採用・配置については、全国的に均質な法的サービスを提供す

る重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情、業務のデジタル化等に基づく業務量の変動の把握・分析を実施するとともに、必要な地域における採用の推進や配置に関する職員の負担の軽減策も検討し、個々の職員のワークライフバランスの充実に配慮した適正かつ効率的なものとする。

- (イ) 職員にキャリアパスを示した上、多様な経験を積むことができる人事配置等を行うとともに、幅広い業務内容に対応できるだけの十分な知識・経験を得させるため、オンライン研修も活用しながら、各職員の役職・年次・経験等に応じた研修を適切に実施し、職員の能力向上を図る。また、既存業務の運用変更や多様化する法的ニーズに対応した新規業務の実施に的確に対応するため、特定の業務に通じた専門性を有する人材の育成策を検討する。

イ 常勤弁護士の採用及び配置

- (ア) 常勤弁護士は、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に遂行するため、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案、対応困難な事案、さらには、様々な事情から社会的に孤立しがちで法的支援の必要性及び有効性を認識できずにいる方や社会のデジタル化に対応できない方等のアウトリーチによる支援が必要な事案等を、全国各地において受任し、司法アクセス向上に努めている。このように、常勤弁護士は、国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割も担っており、その採用及び適正な配置等において上記の役割が求められることに留意しつつ、以下の取組を行う。
- (イ) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適應でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、大学生や法科大学院生等に向けた説明会等の採用数確保に向けた具体的方策を講じるとともに、常勤弁護士の職務内容の社会的意義や、研修やOJT等を通じた多様な経験を積むことのできること、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にしていることなど、その職務の魅力や待遇を的確に発信できるよう採用活動を工夫する。
- (ロ) 常勤弁護士を配置する際には、常勤弁護士のライフプラン及びキャリアプランに配慮しつつ、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析する。その上で、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客

観的に評価し、目標達成に向けた具体的方策を検討するとともに、採算性の乏しい事案を受任するなど、上記のとおりセーフティネットとしての役割を考慮して、配置人数の適正化を図ることで、常勤弁護士が効率的・効果的に能力を発揮できる体制を構築する。

- (エ) さらに、常勤弁護士については、そのセーフティネットとしての役割などを踏まえ、各地域における支援の拠点となる地方事務所のうち、併設法律事務所を設置できずに常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的に協議するなどして連携しつつ、地元弁護士会と協議するほか、各地域における司法アクセスの課題及び常勤弁護士の配置の必要性を把握するとともに、司法アクセス向上に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどして、常勤弁護士の配置に対する理解の醸成を図る具体的取組を推進する。

ウ 常勤弁護士の資質の向上

常勤弁護士に求められる、司法アクセス障害を認識し、これを解消しようとする意欲及び実行する能力等の向上のため、日本弁護士連合会とも協議しながら採用直後の常勤弁護士に係る養成方針を検討し、養成期間中やその後の各段階において必要な研修等を実施した上、各研修等によって得られた効果を検討・分析して研修の充実化に努め、将来的に支援センターの中核となって職務を担う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど、効率的な実施方法を検討する。

また、常勤弁護士を支える法律事務所職員についても、法律事務の専門性に関わる研修を実施するなど、能力等の向上に向けた体制を充実させ、支援センター全体として、常勤弁護士の業務の質の向上に努める。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士や、国選弁護、国選付添、被害者参加人のための国選弁護等の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、地域の実情に応じて、法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数について検討・分析の上、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、必要数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(3) 事務所の存置等の支援拠点・支援スキームの整備

事務所については、総合法律支援法の基本理念を踏まえ、各地域における法的ニーズ、一般契約弁護士等の数及び受任状況、各事務所の業務量や地域事情に加え、後述の支援拠点・支援スキームの構築状況等を考慮し、事務所の存廃、移設、統合及び設置の必要性を検討する。また、社会構造の変化により、職員の採用・配置に難しさがあることを前提としながらも、必要なサービスを提供し続けることのできる持続可能な総合法律支援体制であることが求められることから、既存の形態の事務所のほかにも、地方公共団体等の関係機関等と連携し、デジタル技術も活用した柔軟かつ機能的な支援拠点・支援スキームの構築も検討する。

また、事務所の施設等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に照らし、高齢者や障がい者等に対する合理的配慮を的確に行うとともに、利用者・職員双方の安心・安全のため、防犯・防災に努める。

3 司法アクセス拡充のための体制整備

(1) 関係機関連携等に基づく法的ニーズの掘り起こし

関係機関連絡協議会、地方協議会の開催及び業務説明等により、国、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、様々な事情から法的支援を必要としながら声を上げられずに司法につながっていない国民等に適切な支援を提供するため、令和7年度に実施したニーズ調査の結果等も踏まえながら、これらの関係機関・団体と情報共有・意見交換・業務連携をし、国、地方公共団体等から委託を受けて行う業務の積極的活用の検討を含め、法的ニーズの掘り起こしに努めていく。

(2) 業務内容の周知を図る取組の充実

支援センターが提供する法的サービスを必要とする方が、そのニーズに応じたサービスを適時適切に受けることができるよう、地方公共団体等と連携を図りつつ、広く一般的な周知・広報を図るとともに、SNS等の様々な媒体を活用した広報や法教育事業及びその関連事業を実施し、ニーズを抱える特定の層に対する戦略的広報を実施する。周知・広報に当たっては、効果検証を行いつつ、費用対効果を踏まえた効率化を図る。

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 情報提供業務

- (1) 民事裁判手続等のIT化等を含むデジタル化社会の進展、多様化する利用者の法的ニーズ、市民生活に関わる各種法改正や犯罪被害者等支援弁護士制度等による支援センターの新たな業務、大規模な自然災害等に適切に対応するため、地方事務所とコールセンターの役割分担等に配意しつつ、法関連情報のデジタル配信等の情報提供手段の多様化を図るとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。
- (2) 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。
- (3) 法教育事業及びその関連事業については、誰もが法的トラブルによって深刻な事態に陥る前に自ら予防できるようにし得ることや、支援センター単独での実施はもとより、関係機関との連携を一層推進してその支援者をも通じた法的支援の促進を図り、あまねく全国における司法アクセスを容易にし得ることなどの点で、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられることができる社会を実現する上で重要な意義を有しており、引き続き、支援センターの取り組むべき事業として推進を図る。

2 民事法律扶助業務

- (1) 民事法律扶助の趣旨に則った公平・適切な運用及び支援の充実
改めて、民事法律扶助の趣旨に則った公平・適切な運用がなされていることを担保するため、その執行状況を確認するとともに、引き続き、社会構造の変化等を踏まえて、法的支援を必要としながら自ら声を上げることができない国民等に対して適切な援助を届けていくため、福祉機関等との連携を更に強化し、一般の法律相談援助による出張相談及び巡回相談や特定援助対象者法律相談援助を積極的に実施する。政令で指定された非常災害の発生時には、被災者法律相談援助を活用した支援を適切に行う。
- (2) デジタル技術の利活用による利便性の向上
出張相談及び巡回相談や特定援助対象者法律相談援助といったアウトリーチによるアプローチに加え、デジタル技術も利活用し、利用者に寄り添いつつ、社会情勢の変化や関連法令の改正動向を踏まえたよりの確かつ効果的な支援を行いながら、担い手となる契約弁護士・司法書士や支援センター職員の利便性の向上にもつなげ、効果的・効率的に業務を行う。

- (3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等について、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

3 国選弁護等関連業務

- (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任が行われる態勢の確保を図るため、被疑者国選弁護事件数の推移を見据え、指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。
- (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。
- (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、国選弁護・付添制度に対する契約弁護士の理解の向上に向けた協議や研修等を実施する。

4 司法過疎対策業務

引き続き、常勤弁護士を司法過疎地域に配置して必要とされる支援を適切に提供し、当該地域の司法アクセス向上を図るとともに、社会構造の変化等も踏まえ、各司法過疎地域の実情に応じ、地方公共団体等関係機関・団体と緊密に連携し、デジタル技術等を駆使して、電話・オンライン法律相談等を実施するなど、支援センターの取組により顕在化されるものも含む当該地域の法的ニーズに対応するための持続可能な支援体制の整備を図る。

5 犯罪被害者支援業務

- (1) 令和8年1月から開始した犯罪被害者等支援弁護士制度が、犯罪被害者等に寄り添った充実したものとなるよう、弁護士会、捜査機関、地方公共団体等の関係機関・団体の理解・協力を得て、各地域における関係機関等との連携体制の構築や契約弁護士の確保を積極的に行う。

また、犯罪被害者等が適時適切に同制度を利用できるよう、これらの関係機関等の協力も得ながら効果的で幅広い周知・広報活動を実施する。

- (2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニ

- ーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善を行うとともに、職員及び常勤弁護士の対応力を向上させるため、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等に配慮した対応をすることに資する研修を実施する。
- (3) ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助等の他の犯罪被害者支援業務についても、適切に周知を図る。弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施するとともに、犯罪被害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。
- (4) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための体制の整備に努めるとともに、公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。
- 6 在留外国人等の多様な司法アクセス障害を抱える人々に対する支援の充実
- 在留外国人が増加し続ける中、国民と在留外国人の双方が必要な法的支援を受けられるよう、多文化共生の理念や各地域の実情を踏まえ、在留支援に係る取組とも必要な連携をしつつ、在留外国人に対する法的支援体制の整備と支援の充実に努める。
- また、必ずしも既存の制度のみでは司法アクセスにつながり難い方々に対し、各々の事情に対応した法的サービスの充実に努める。
- 7 常勤弁護士による多様な支援の拡充
- 常勤弁護士は、前記のとおり、これまでも、国民生活に欠かせない地域社会における「司法のセーフティネット」としての役割を担ってきたところであるが、民事法律扶助、国選弁護等及び司法過疎地域における法的サービスの提供等にとどまらず、司法ソーシャルワーク、生活困窮者支援、刑事司法手続における入口支援・出口支援、精神科病院入院者の権利擁護、被災地での関係機関等との連携・調整など、地域の実情に応じた取組を展開し、これまで様々な事情により法的サービスへのアクセスが困難であった人々を法的支援につなぎ、誰一人取り残されることのない司法アクセスの実現を目指してきたところであり、今後も引き続きこのような活動を継続・発展させるとともに、全国的な情報共有を行う。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費及び事業費の効率化

- (1) 人件費については、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。
- (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

2 事業の効率化

デジタル人材の強みを活かし、デジタル技術の利活用による業務フローの見直し等を行うなど、組織・業務運営の更なる合理化・効率化に努める。これも踏まえ、人員についても、適正な再配置を実施するとともに、合理化の検討を行う。

コールセンターにおける情報提供については、応答率おおむね90パーセント以上かつ占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持する。そのために、所要の人的・物的体制の整備を図りつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供するための効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等の各業務においては、本部と地方事務所の役割分担、デジタル技術の利活用、事務手続の簡素化等により、引き続き合理的な事務運営を行う。

Ⅳ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の獲得等

- (1) 寄附金収入

寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、支援センターの取組により顕在化されるものも含む当該地域の法的ニーズを踏まえ、有償事件の受任等による自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

- (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じておおむね 95 パーセントの維持を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。

また、自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。

- (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断する。
- (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で明らかにする。

3 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 36 億円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備並びに人事に関する計画

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営を維持できるために必要な人的・物的体制の維持を図る。

2 業務継続体制の整備

近年頻発する大規模な自然災害等の発生により長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、総合法律支援法第 45 条による整理を行ってなお積立金の残余があるときは、法務大臣の承認を受けた金額について、

やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。

5 その他中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の確実な実施

ア ガバナンスの強化

(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。

また、支援センター設立から20年が経過することを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について、その総括的な分析を行うために令和7年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえて評価を行い、必要に応じた業務改善の検討を積極的に進める。

(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

(ウ) 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

イ 監査の充実及びコンプライアンス強化

(ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。

(イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。

(2) 報酬・費用の立替・算定基準

民事法律扶助業務、国選弁護・国選付添関連業務、犯罪被害者支援業務の報酬・費用の立替・算定基準等については、国費支出をより適正なものとするこ、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させるこ

と等の多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図るとともに、これらの基準に基づいた一層適切な執行を実施する。

(別紙)

中期計画予算

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
収入						
運営費交付金	5,803	39,008	4,862	4,391	11,477	65,541
受託収入	—	—	—	—	—	0
補助金等収入	—	—	—	—	299	299
事業収入	—	42,026	11	942	—	42,979
事業外収入	—	—	—	—	206	206
計	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
支出						
事業経費	1,888	71,151	2,579	85	△ 157	75,546
一般管理費	—	—	—	—	7,211	7,211
人件費	3,915	9,883	2,294	5,248	4,929	26,269
計	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【運営費交付金算定ルール】

令和8年度から同11度は積上げ方式とする。

運営費交付金＝人件費 ＋ {(その他一般管理費 ＋ β) $\times \alpha 1$ ＋ 事業経費 $\times \alpha 2$ } \times 消費者物価指数－自己収入

人件費＝役職員給与(非常勤職員を含む。) $\times \gamma$ ＋ 退職手当 ＋ 職員厚生経費

その他一般管理費＝施設経費 ＋ 執務体制整備等経費 ＋ 制度周知徹底経費

事業経費＝情報提供事業経費 $\times \sigma 1$ ＋ 民事法律扶助事業経費 $\times \sigma 2$ ＋ 司法過疎対策事業経費 $\times \sigma 3$ ＋ 特殊要因

自己収入＝各事業年度の自己収入の見積額 $\times \theta$

【注記】

- 1 その他一般管理費には、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。
- 2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。
- 3 令和8年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。
 - $\alpha 1$: 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、事務所借上料については前年度比1パーセント程度(推定)、それ以外については前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - $\alpha 2$: 事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - β : 政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。
 - γ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - $\sigma 1, \sigma 2, \sigma 3$: 政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護士確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- 4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。
 - 消費者物価指数: 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - 特殊要因: 特殊要因に基づいて増加する経費。
 - θ : 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・効率化係数($\alpha 1$): 中期目標期間中は、0.97(事務所借上料については、0.99)と仮定した。
- ・効率化係数($\alpha 2$): 中期目標期間中は、0.99と仮定した。
- ・消費者物価指数: 中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・人件費調整係数(γ): 中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 1$): 中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 2$): 中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 3$): 中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・自己収入係数(θ): 中期目標期間中は、1.00と仮定した。

(別紙)

中期計画予算

※国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
収入					
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	58,113	672	4,629	4,990	68,404
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
計	58,113	672	4,629	4,990	68,404
支出					
事業経費	53,225	623	61	—	53,909
一般管理費	—	—	—	2,864	2,864
人件費	4,887	49	4,569	2,126	11,631
計	58,113	672	4,629	4,990	68,404

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙)

収支計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
経常費用	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
事業経費	1,888	71,151	2,579	85	△ 157	75,546
一般管理費	—	—	—	—	7,211	7,211
人件費	3,915	9,883	2,294	5,248	4,929	26,269
減価償却費	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—
収益の部	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
運営費交付金	5,803	39,008	4,862	4,391	11,477	65,541
受託収入	—	—	—	—	—	0
補助金等収入	—	—	—	—	299	299
事業収入	—	42,026	11	942	—	42,979
事業外収入	—	—	—	—	206	206
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙)

収支計画

※国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
費用の部	58,113	672	4,629	4,990	68,404
経常費用	58,113	672	4,629	4,990	68,404
事業経費	53,225	623	61	—	53,909
一般管理費	—	—	—	2,864	2,864
人件費	4,887	49	4,569	2,126	11,631
減価償却費	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
収益の部	58,113	672	4,629	4,990	68,404
運営費交付金	—	—	—	—	—
受託収入	58,113	672	4,629	4,990	68,404
補助金等収入	—	—	—	—	—
事業収入	—	—	—	—	—
事業外収入	—	—	—	—	—
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩	—	—	—	—	—
総利益	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙)

資金計画

※一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務	民事法律扶助業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
経常費用	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
業務活動による支出	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
業務活動による収入	5,803	81,034	4,873	5,333	11,982	109,025
運営費交付金による収入	5,803	39,008	4,862	4,391	11,477	65,541
受託収入	—	—	—	—	—	0
その他の収入	—	42,026	11	942	505	43,484
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(別紙)

資金計画

※国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	共通	合計
	金額	金額	金額	金額	金額
資金支出	58,113	672	4,629	4,990	68,404
経常費用	58,113	672	4,629	4,990	68,404
業務活動による支出	58,113	672	4,629	4,990	68,404
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	58,113	672	4,629	4,990	68,404
業務活動による収入	58,113	672	4,629	4,990	68,404
運営費交付金による収入	—	—	—	—	—
受託収入	58,113	672	4,629	4,990	68,404
その他の収入	—	—	—	—	—
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0	0

※各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。